**令和６年度山梨県小中学校体育連盟　参加資格について**

**１**　参加資格について

(1) 山梨県小中学校体育連盟加盟の中学校に在籍在学し、当該競技要項により、山梨県小中学校体育連盟主催大会（選手権・総体・新人戦）の参加資格を得たものとする。

(2) 選手の大会参加については、１競技を通じて同一チームからの参加とする。

(3) 支部予選参加後に転校した場合、転出先での同一競技の出場は認めない。ただし、本大会の出場権を得た個人種目についてはその限りではない。

(4) 合同チームの大会参加については、「山梨県小中学校体育連盟主催大会（選手権・総体・新人）合同チ

ーム参加規程」により、参加を認める。ただし、地域クラブ活動による合同チームは認めない。

　◎地域クラブ活動に所属する中学生

＊地域クラブ活動とは、市町村が部活動の地域移行に取り組む中で結成されるなど市町村が認定したクラブのことをいう。

２　参加資格の特例

（１）　山梨県小中学校体育連盟に登録された地域クラブ活動に所属し、山梨県大会（選手権・総体・新人戦）への参加資格を得た者。

（２） 地域クラブ活動から大会に参加をする場合は、選手権・総体・新人戦は大会1ヶ月前までに、登録の手続きを行うこと。また、登録料(一人につき600円)を納めること。（登録期間は、翌年３月３１日までとする。）

（３） 参加を希望する各種学校または地域クラブ活動は以下の条件を具備すること。

① 山梨県小中学校体育連盟主催大会（選手権・総体・新人戦）の参加を認める条件

ア 市町村教育委員会が中心に、運営主体（総合型地域スポーツクラブ、スポ少、市町村協会等）と連携

し、市町村教育委員会に認められた地域クラブ活動であること。

イ 山梨県小中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。

ウ 生徒の学齢・修行年限が我が国の中学校と一致していること。（中学校に在籍している生徒であるこ

と）

エ　地域クラブ活動にあたっては、本大会に出場するためだけに設立されたものではなく、「地域」におけ

　　 る継続的な活動を確保しようとする目的のもと、原則として複数学年の選手が所属し、日常的に代表

　　 者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもと適切に行われていること。

 オ 『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』（令和４年１２月27日スポーツ庁・文化庁 発

出）の「２ 新たな地域クラブ活動、３ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環

境整備」を遵守していること。

　　　 　カ 「山梨県小中学校体育連盟主催大会における暴力・体罰・セクハラ等に対する対応」を遵守している

　　　　　　 こと。(令和6年2月1日発出)

キ 地域クラブ活動にあたっては、当該競技団体を管轄する中央競技団体もしくは山梨県競技団体に

　登録されていること。

ク　予選会となる全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。

　　 　ケ 地域クラブ活動で全国中学校体育大会につながる大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は

認めない。その逆も同様である。また、支部大会予選参加後に、地域クラブ活動を移籍、退部、新規加入した場合、その先での同一競技の出場は認めない。ただし、本大会の出場権を得た個人種目についてはその限りではない。

　　　 コ 地域クラブ活動による合同チームは認めない。

　　　 サ 地域クラブ活動は、その組織内に山梨県小中学校体育連盟および各専門部と随時連絡が取れる部門

を設置し、事務担当者を置くこと。

② 山梨県小中学校体育連盟主催大会（選手権・総体・新人）に参加した場合に守るべき条件

ア 山梨県小中学校体育連盟主催大会（選手権・総体・新人戦）大会実施要項及び競技規則を遵守するとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

イ 大会参加にあっては、地域クラブ活動は代表者・指導者が引率するとともに、万一事故の発生に備え、

傷害保険に加入するなど万全の事故対策を立てておくこと。

ウ 大会に参加に要する経費は、当該校、当該地域クラブが負担すること。

エ 団体競技における地域クラブ活動での出場は１チームのみとする（複数のチームの参加はできない）。

　　 オ 地域クラブ活動が登録する際には、登録用紙に登録市町村を記入する。登録市町村は変更することはできない。

　③ 山梨県小中学校体育連盟主催大会（選手権・総体・新人）に参加を認めない場合

山梨県小中学校体育連盟申請に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。

1. 参加の決定について

　　 ア 地域クラブ活動団体登録申請書（様式８）を市町村教育委員会に提出。　山梨県小中学校体育連盟事

　　 務局に地域クラブ活動団体登録申請書（様式１）地域クラブ活動登録申請書（様式２）同意書（様式３）の書類を提出。審査後の参加の可否については、代表者に結果を事務局より通知する。

その際、代表者には認定通知と地域クラブ活動参加申請書（学校用）（様式４）、同意書（様式５）を事務局から送付する。

代表者は、所属する選手の学校に様式１，２と認定通知書の写し、及び様式４，５を学校へ送付する。

速やかに登録料を指定口座に入金する。

※１ 山梨県小中学校体育連盟主催大会（選手権・総体・新人）における参加規定は、令和６年４月１日から施行する。

※２　この特例の他、競技部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。

※３　この特例は、今後も検討を続けていく。